

第三号議案

大分県立学校管理規則の一部改正について

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十二日提出

大分県教育委員会教育長職務代理者

教育委員 岩 崎 哲 朗

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則

大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項、第二項及び第四項中「主幹、副主幹」を「主幹、専門幹、副主幹」に改める。

第十七条の二第三項中「の指導、」を「との連絡調整、当該学校の」に改める。

第十八条第三項及び第四項中「その他の事務」を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

提案理由

職員の定年の引上げによる管理監督職勤務上限年齢に達した職員の降任等をするに当たり、行政職課長級以上の事務職員が県立学校において継続して任用される場合の補職名を追加するとともに、統括事務長及び主幹司書等の職務内容を変更したので提案する。

○ 大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第十六条の七（略）</p> <p>（事務長等）</p> <p>第十七条 学校に、事務長並びに必要に応じて主幹、<u>専門幹、副主幹</u>、主査、専門員、主任及び主事を置く。</p> <p>2 事務長、<u>主幹、専門幹、副主幹</u>、主査、専門員、主任及び主事は、事務職員をもつて、これに充てる。</p> <p>3（略）</p> <p>4 <u>主幹、専門幹、副主幹</u>、主査及び専門員は、上司の監督を受け、事務を処理する。</p> <p>5（略）</p> <p>（統括事務長等）</p> <p>第十七条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 統括事務長は、校長の監督を受け、関係する学校との連絡調整、当該学校の支援等の事務をつかさどる。</p> <p>4（略）</p> <p>（主幹司書等）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 主幹司書及び主任司書は、上司の監督を受け、<u>学校図書館事務</u>を処理する。</p> <p>4 司書は、上司の監督を受け、<u>学校図書館事務</u>に従事する。</p> <p>第十九条～第三十四条（略）</p>	<p>第一条～第十六条の七（略）</p> <p>（事務長等）</p> <p>第十七条 学校に、事務長並びに必要に応じて主幹、<u>副主幹</u>、主査、専門員、主任及び主事を置く。</p> <p>2 事務長、<u>主幹、副主幹</u>、主査、専門員、主任及び主事は、事務職員をもつて、これに充てる。</p> <p>3（略）</p> <p>4 <u>主幹、副主幹</u>、主査及び専門員は、上司の監督を受け、事務を処理する。</p> <p>5（略）</p> <p>（統括事務長等）</p> <p>第十七条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 統括事務長は、校長の監督を受け、関係する学校の指導、支援等の事務をつかさどる。</p> <p>4（略）</p> <p>（主幹司書等）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 主幹司書及び主任司書は、上司の監督を受け、<u>学校図書館事務その他の事務</u>を処理する。</p> <p>4 司書は、上司の監督を受け、<u>学校図書館事務その他の事務</u>に従事する。</p> <p>第十九条～第三十四条（略）</p>

大分県立学校管理規則(昭和42年大分県教育委員会規則第1号。以下「管理規則」という。)の一部改正について

## 1 改正の内容及び理由

(1) 専門幹の設置(管理規則第17条第1項、第2項及び第4項)

地方公務員法の改正による職員の定年の引上げにより、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任の制度が設けられたことに伴い、課長級以上の事務職員が県立学校において継続任用される場合の補職名を専門幹とする。

(2) 統括事務長の職務内容の変更(管理規則第17条の2第3項)

教育庁の組織改正により、教育財務課内に県立学校の会計指導等を行う班が新設されることを受け、統括事務室の機能が廃止されることに伴い、統括事務長の職務内容を変更する。

(3) 主幹司書等の職務内容の変更(管理規則第18条第3項及び第4項)

主幹司書等を学校図書館事務に専門的に従事させることにより、高校生の不読率の改善や学校図書館の情報センター機能の充実を図ることを目的に、主幹司書等の職務内容を変更する。

## 2 施行期日

令和6年4月1日(令和6年3月29日公布予定)